

・参加と協働による地域づくりの取り組み状況 (報告書 P.19 ~ P.30)

出張所・まちづくりセンター

- ・三者連携会議を開催し、地区の課題の把握や解決に向けた方向性、手法等についての話し合いを行うとともに三者の調整や取りまとめを行う。
- ・三者連携により地区の社会資源や人材等の情報を活用し、地区のネットワークづくりの支援を行う。
- ・地区住民や事業者等に対して、地域包括ケアの情報提供や課題の共有化を行い、連携強化を図る。

あんしんすこやかセンター

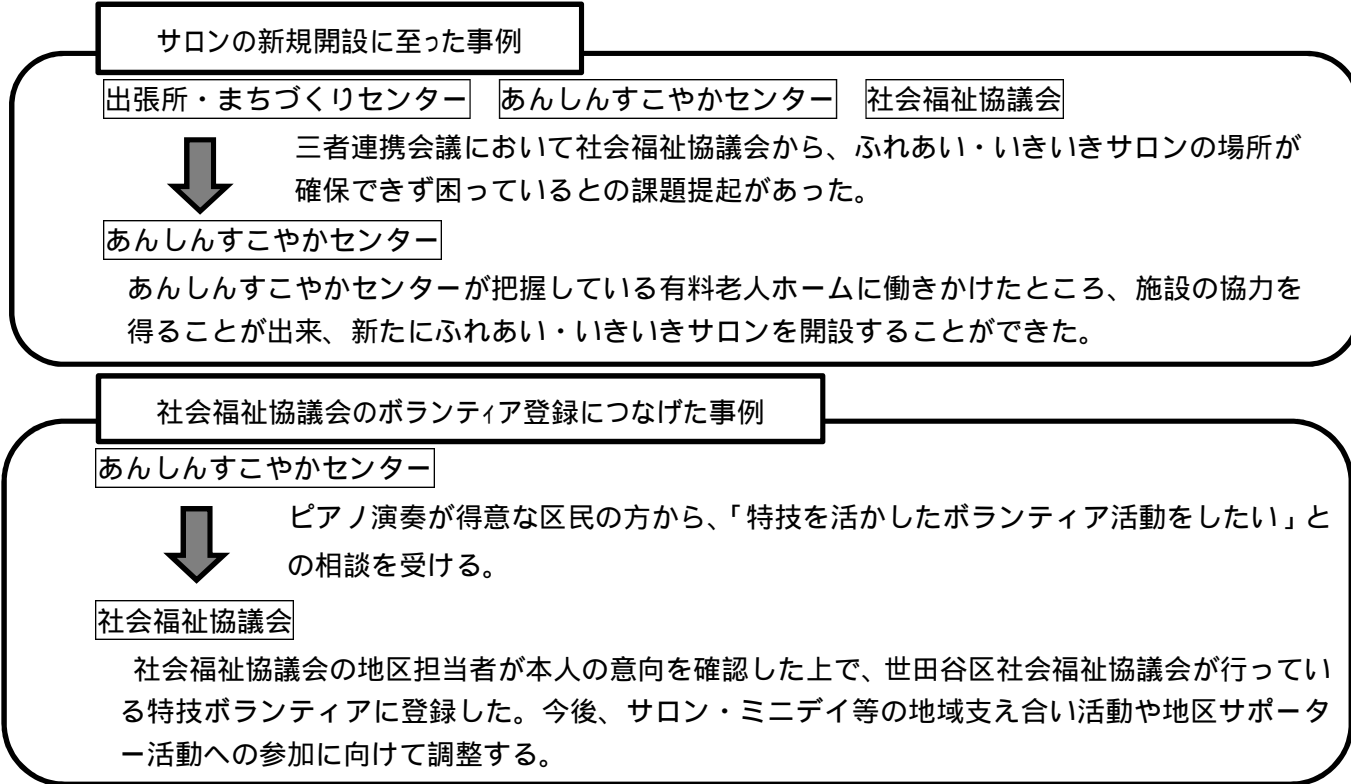
- ・地域ケア会議を開催し、個別ケース検討・課題解決を図るとともに、相談事例の中から地区の課題を把握し、三者連携会議等に提起する。
- ・幅広く会議等に参加し、ネットワークづくりや課題共有を行い、連携の強化を図る。

社会福祉協議会

- ・地域ケア会議、三者連携会議に参加するとともに、事業者、施設等への訪問調査を実施し、地区の活動団体や施設等の取り組みを把握する。
- ・サロン等の新規開設や他団体との連携・支援、人材バンクの活用等により社会資源開発を行う。
- ・メールマガジンやホームページにより地区の情報発信を行う。

三者連携による地域づくりの取り組み

三者連携会議等において、地区の住民や活動団体などからの声、あんしんすこやかセンターや社会福祉協議会への相談や取り組み等から浮き彫りになった地区の課題を共有している。これらの課題解決に向けて、区民や事業者等の参加と協働による地域づくりを進める。



・全地区実施に向けた課題と今後の対応 (報告書 P.40 ~ P.47)

【全地区実施に向けた主な課題】

- 職員の相談対応のスキル向上とバックアップ体制の強化、三者の共通理解や情報共有
- 相談窓口等のプライバシーの確保や案内・誘導サインによる動線の整備、広報等、区民が利用しやすい環境づくり
- 平成 28 年 7 月に三者の一体整備が完了しない地区における相談者の利便性の確保や相談しやすい環境づくり
- 障害、子ども等の各分野における相談窓口との連携
- 地域の人材・社会資源の開発のさらなる充実
- 地区、地域及び全区に体系化した地域ケア会議の実施手順や内容等の明確化

【出張所・まちづくりセンターの対応】

平成 28 年 7 月に、出張所からまちづくり機能を分離し、27 全地区にまちづくりセンターを設置する。三者連携会議を有効活用し、地区課題の解決に向けて具体的な事業実施に取り組む。地区ごとに動線や表示の見直しなどの案内方法を工夫するとともに、窓口対応力向上のための職員研修や各まちづくりセンターの状況を踏まえた個別のマニュアル作成などを行う。

【あんしんすこやかセンターの対応】

相談拡充に対応するために、各あんしんすこやかセンターに職員を配置する。保健福祉総合情報システムや利用者基本台帳システムを活用し、相談支援の充実を図る。対象を拡大した身近な福祉の相談に対応するために、マニュアルの整備や研修を実施する。

【社会福祉協議会の対応】

人材バンクの活用等、地域人材の育成から活用までのしくみづくりに取り組む。身近な福祉の窓口機能の強化や居場所づくり、住民活動の拡充や新たな活動メニューの創出等に努め、見守りや支えあいの視点による地区の福祉力の向上に取り組む。地区を担う職員専門支援スキルの向上に向けて研修体制を強化する。

【一体整備の推進や整備状況等に合わせた対応】

現在 17 地区で一体整備が完了しており、残り 10 地区の一体整備を計画的に進める。一体整備未完了等、施設環境の違いにより利便性や相談状況に差異が生じないように対応を行う。

【総合支所の対応】

出張所からのまちづくり機能の分離に合わせて、総合支所地域振興課も、地域運営、地区まちづくりを支援する機能と、窓口業務機能を受け持つ組織体制に分割・再編し、バックアップ機能を強化する。保健福祉 3 課（生活支援課、保健福祉課、健康づくり課）のバックアップ機能の充実を図る。

【全庁的な対応】

地域ケア会議により、個別課題の解決やケアマネジメントの支援、課題解決を図るための地域づくりの支援、全区的な課題の検討・分析による政策形成への結びつけを行う。地域包括ケア地区展開推進会議や総合支所連絡会等において地区展開の課題の共有や解決に向けた検討を行う。地域包括ケアシステムの構築に向けて、研修を体系化するとともに、研修カリキュラムの充実を図る。三者が一体となる窓口を、「福祉の相談窓口」と名付け、認知度を高め、区民の利用に結び付ける。区のおしらせ特集号の発行やホームページ、PR チラシの活用等の多様な手段での広報を実施する。

・地域包括ケアの地区展開と三者の充実に向けて (報告書 P.48 ~ P.49)

まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者の状況を検証し、平成 29 年 7 月の人員・体制の一部見直しや平成 32 年 4 月から開始する新しい業務についての検討を受けた人員・体制の見直しを行う。